

認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

総務課

(保健福祉部こども政策課)

1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）等の一部改正に伴い、認定こども園に係る教育及び保育に従事する者の数の算定に関する特例を設けるため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の概要

(1) 園児が少数である時間帯の要件弾力化

園児の教育及び保育に従事する者（以下「保育教諭等」という。）は常時2人を下回ることができないと規定されているが、園児が少数である時間帯においては、2人のうち1人は保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者としてることができることとする。

(2) 小学校教諭等の活用

保育教諭等を小学校教諭、養護教諭等の普通免許状を有する者に代えることができることとする。ただし、教育課程に基づく教育には従事できないこととする。

(3) 開所時間が8時間を超える場合の要件弾力化

8時間を超えて保育を行う場合、開所時間を通じて必要となる保育教諭等の数(A)が、その園の利用定員に応じた保育教諭等の数(B)を上回るときは、その差(A-B)の範囲で、保育教諭等を保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者に代えることができることとする。ただし、教育課程に基づく教育には従事できないこととする。

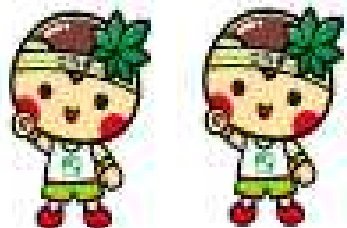
※ (2)及び(3)により、保育教諭等を小学校教諭等の普通免許状を有する者又は知事が認める者に代える場合であっても、配置基準による保育教諭等の数の1/3を超えてはならないこととする。

3 施行期日

公布の日

(参考) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本 則



保育士の資格

幼稚園の教員免許

配置基準

0歳:3人に1人
1-2歳:6人に1人
3歳:20人に1人
4-5歳:30人に1人
ただし、常時2人の配置

特 例 ①

園児が少数である時間帯の場合
(配置基準上1人(最低2人の配置))



特例

1人は、
知事が保育教諭と同等の知識等を
有すると認める者にすること可



保育士の資格

幼稚園の教員免許

特 例 ②

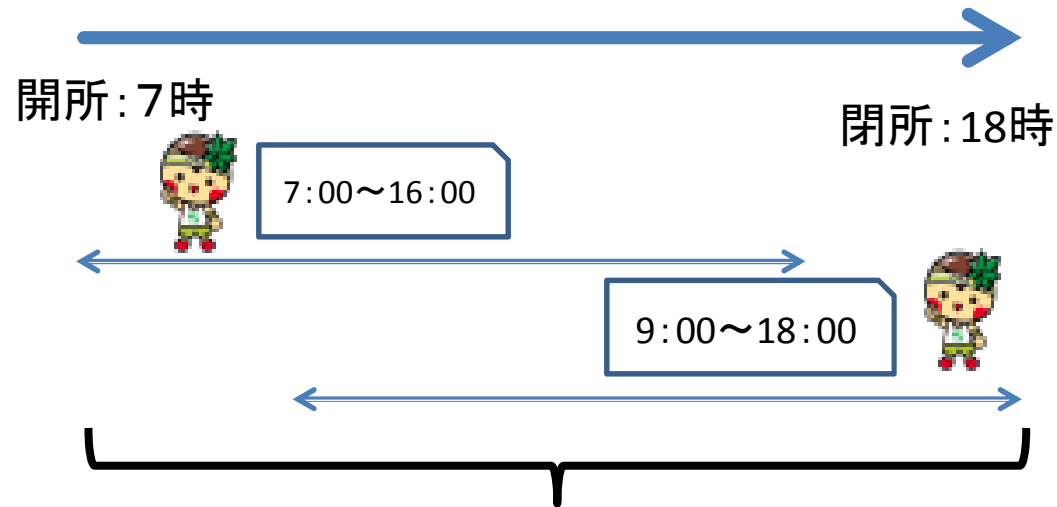
特例

保育教諭を、
小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を
有する者に代えること可
※ただし、担任不可



特例③

ポイント:開所時間が8時間超



年齢	利用定員	必要職員数
0歳	3人	1人
1歳	6人	1人
2歳	12人	2人
3歳	20人	1人
4歳	30人	1人
5歳	30人	1人
計		7人

(A) 開所時間を通じて必要となる
配置職員数: 例9人
※勤務シフトの関係で(B)よりも多くなることが想定

(B) 利用定員に応じた
配置職員数: 例7人

特例

(A): 例9人 - (B): 例7人 = 2人
2人は、知事が保育教諭と同等の知識等を有すると認める者に代えること可
※ただし、担任不可

条件

特例②、③により、保育教諭を知事が認める者等に代える場合であっても、本則の配置基準により必要となる職員数の1/3を超えてはならない。

第五号議案

認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども

園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について

認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年五月 日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年栃木県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び五項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の1の項(1)本文の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が一人となる場合には、当分の間、同項(1)ただし書の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち一人は、別表の2の項(1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、知事が幼稚園の教員の免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第一項の免許状をいう。以下同じ。)又は保育士登録証(児童福祉法第十八条の十八第三項の保育士登録証をいう。以下同じ。)を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 3 別表の2の項(1)及び(4)本文の保育士登録証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項の普通免許状をいう。以下同じ。)を有する者(現に当該施設において養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。
- 4 別表の2の項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者並びに同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者については、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当

該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員（教育及び保育に従事する者に限る。以下この項において同じ。）の総数が利用定員にに応じて置くこととされる職員の数を超える場合は、別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者、同項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者、同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者、同項(4)本文の保育士登録証を有する者並びに同項(4)ただし書の幼稚園の教員の免許状を有する者であつて意欲、適性、能力等を有するものについては、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表の1の項(1)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	別表の2の項(1)及び(4)本文の保育士登録証を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者 又は小学校教諭等免許状所持者
附則第四項	別表の2の項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者並びに同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者	小学校教諭等免許状所持者
附則第五項	別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者、同項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者、同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者、同項(4)本文の保育士登録証を有する者並びに同項(4)ただし書の幼稚園の教員の免許状を有する者であつて意欲、適性、能力等を有するもの	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

別表の2の項(1)中「(児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録証をいう。以下同じ。）」を削り、同項(2)中「(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項の免

群をいう。以下同じ。」を削る。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「従事する職員」の下に「(以下この項並びに附則第七条、第九条及び第十條において「職員」という。)」を加える。

附則に次の見出し及び四條を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第七条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同項ただし書の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第八条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合は、第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

第一条による改正（認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年栃木県条例第五十号））

改 正 案	現 行 条 例
<p>附 則</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>(認定こども園の職員資格に関する特例)</p> <p>2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の1の項(1)本文の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が一人となる場合には、当分の間、同項(1)ただし書の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち一人は、別表の2の項(1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、知事が幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第一項の免許状をいう。以下同じ。）又は保育士登録証（児童福祉法第十八条の十八第三項の保育士登録証をいう。以下同じ。）を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。</p> <p>3 別表の2の項(1)及び(4)本文の保育士登録証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項の普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該施設において養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。</p> <p>4 別表の2の項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者並びに同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者については、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。</p> <p>5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員（教育及び保育に従事する者に限る。以下この項において同じ。）の総数が利用定員に応じて置くこととされる職員の数を超える場合は、別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者、同項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者、同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者、同項(4)本文の保育士登録証を有する者並びに同項(4)ただし書の幼稚園の教員の免許状を有する者であつて意欲、適性、能力等を有するものについては、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく</p>	<p>附 則</p> <p>① 略</p>

<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>
-------------	-------------

第二条による改正（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年栃木県条例第四十三号））

改 正	案 例
<p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下この項並びに附則第七条、第九条及び第十条において「職員」という。）の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならず、かつ、園長が専任でない場合は、原則として当該合算した数を一人増加するものとする。</p> <p>略</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>附 則 第六条 略</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）</p> <p>第七条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当該の間、同項ただし書の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。</p> <p>第八条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>第九条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定</p>	<p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員</p> <p>の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならず、かつ、園長が専任でない場合は、原則として当該合算した数を一人増加するものとする。</p> <p>略</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>附 則 第六条 略</p>

こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に足りて置かなければならない職員の数を超える場合は、第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に足りて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。